

商品類型 No. 512「美容室 Version1.0」基準書（公開案）に関する御意見と対応結果について

No	該当箇所	主な御意見事項（概要）	対応結果
1	全体	<p>年間費用3万円は小規模な美容室にとって負担が大きく、公益団体の収入源を増やすだけなので反対する。</p> <p>一部の vegan 認証等を取得している製品以外では、認証もなく成分も開示していない粗悪品もある。そのような製品を使う、資金力のある美容室チェーンや低単価サロンがエコマークを取得して優位になることは許しがたい。また、プラスチック容器等の使用はメーカーに求めるべき観点であり、美容室に転嫁するのは間違っている。</p>	<p>エコマークは、持続可能な社会の実現に向けて消費者・事業者の行動を誘導する目的ももっています。美容室は、消費者が定期的に利用するサービスであり、そこでの環境配慮の取り組みを進めていくことが、資源循環やカーボンニュートラルに向けて重要なため、今回、認定基準を策定しました。なお、エコマークは、ISO14024 に準拠した第三者認証の環境ラベルで、ボランティアの制度です。</p>
2	全体	<p>化粧品及び医薬部外品は、厚生労働省の化粧品基準等を順守し、企業の責任のもとに安全性を確認したものが上市されていることをご理解いただきたい。また、化粧品、医薬部外品の広告表現は厚生労働省「医薬品等適正広告基準」に規定されている。そこでは、虚偽の表現、不正確な表現等を用い効能効果等又は安全性について事実と反する認識を得させるおそれがある広告をしてはならないとされている。</p> <p>エコマーク認定は、安全性に対して一種のお墨付きを与える広告材料と捉えられる。商品類型名「美容室」の認定基準書では美容室で用いられる化粧品や医薬部外品の安全性にも言及する提案となっているが、安全性評価に対する誤認や、未認定事業者が採用している化粧品の安全性に対して不安を誘導するものとなってはいけない。すなわち、化粧品の人の健康に関連することは、イメージ先行で Green wash や化粧品規制に対して誤解を生じないように、薬機法等との整合性確認や科学的知見に基づく議論を経て、慎重な認定基準案の審議が必要と考える。人健康分野の有識者や薬機法を主管する厚生労働省にも、記載内容や認定基準の適切性を確認されたい。また、ヘアカラーに関わる事項については、日本ヘアカラー工業会にお問合せいただきたい。</p> <p>「エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドライン及び規程</p>	<p>今回、美容室を対象とした認定基準を設定しており、化粧品や医薬部外品を対象にした認定基準ではなく、シャンプー等の基準については、選択項目として設定しています。化粧品規制に対して誤解を生じない等のご意見につきましては、No.4 のご意見と合わせ、解説書に追記をしました。</p> <p>なお、制度へのご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

No	該当箇所	主な御意見事項（概要）	対応結果
		<p>（2020年9月1日）」に基づき、基準策定委員会の委員名は公表されていない。認定基準作成の公平性を確実にするために、「美容室」認定基準及び解説で言及されている第三者認証機関関係者の委員参画の有無と、委員選定における利益相反が無いことを事前確認した事実を公表いただきたい。</p>	
3	全体	<p>本エコマーク認定基準は適用範囲を「美容師法に基づく美容所」としている。商品類型の名称は、一般名称の「美容室」ではなく、美容師法で用いられている「美容所」とすることで、適用範囲が正確に伝わるものとする。基準書及び解説において「美容所（美容室）」と冒頭に記載があり、商品類型の名称を「美容所」に変更しても、理解を損なうことはないものである。</p> <p>修正案：「美容所 Version1」</p>	<p>商品類型名は消費者等に馴染みがある一般名称としています。なお、適用範囲には、法律との整合を図るために「美容所」を入れて補足しているため、原案どおりとします。</p>
4	<p>認定基準書 P1 1. 認定基準策定の目的</p> <p>解説 ページ P15 1. 商品類型設定の背景</p>	<p>化粧品の安全性保証の考え方や薬機法による成分表示制度の目的が十分に説明されていないため、美容室で使用する化粧品の効果効果や安全性について優良誤認を誘引するおそれがある表現と思われる。</p> <p><該当箇所></p> <p>利用する消費者にとっても、提供を受けるサービスで使用されるヘアカラー剤やシャンプーなどが、どのような成分で構成されているかは気になる点であり、</p> <p>→（意見）</p> <p>消費者の知る権利や肌に合わない製品を避ける手段として成分開示は重要であるが、認定基準書の「気になる」と感情表現を用いていることは認定基準書として不適切と考える。また、製品に配合する成分に対する消費者の誤解を避けるべく、薬機法にもとづく業許可の必要性と化粧品の安全性保証の仕組みについて正確な説明が必要である。</p> <p>化粧品は、薬機法に基づき、製造販売業許可制度となっており、製造販売業者が安</p>	<p>ご意見に基づき、基準書の記載を修正すると共に、解説書にて、薬機法にもとづく業許可の必要性と化粧品の安全性保証の仕組みについて、ご意見いただいた内容を追記しました。</p>

No	該当箇所	主な御意見事項（概要）	対応結果
		<p>全性と品質を確保する責任を持つ。さらに、成分表示については、消費者の選択や確認をより容易にするための情報を充実することが重要であることから、配合禁止・配合制限成分リスト及び配合可能成分リストによる成分規制（ネガティブリスト・ポジティブリスト方式）に移行することにあわせ、配合成分の名称については原則として全成分表示となっている。</p>	
5	<p>認定基準書 P1 1. 認定基準策定の目的</p> <p>解説 ページ P1 1. 商品類型設定の背景</p>	<p>オーガニックなどが、地球環境や人の健康に配慮したものなのかの理由や根拠が説明されていないため、美容室で使用する化粧品・医薬部外品の効能効果や安全性について優良誤認を誘引するおそれがある表現と思われる。</p> <p><該当箇所></p> <p>一部の美容所では、オーガニックなど地球環境や人の健康にも配慮した商品を使用することを推進している。</p> <p>→（意見）</p> <p>オーガニックは化学合成の農薬や肥料を使用しないなどの農法、農産物や添加物を使用しないなどの加工法を示すものであり、地球環境や人の健康に直接的関与するものではない。削除すべきと考える。</p>	<p>ご意見に基づき、基準書の記載を修正しました。なお、オーガニック(有機栽培)は、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる栽培であり、土壌などへの環境影響を考慮したものであるため、地球環境の保全に寄与するものと考えます。</p>
6	<p>認定基準書 P1 1. 認定基準策定の目的</p> <p>解説 P1 1. 商品類型設定の背景</p>	<p>何を意味しているのか不明な表現がある。</p> <p><該当箇所></p> <p>ヘアケア関連メーカーなどとの美容業界全体を巻き込んだドライビングフォースとなるべく、</p> <p>→（意見）</p> <p>本認定基準策定とメーカーとの関連が不明である。ヘアケア関連メーカーの寄与を美容所のエコマークに設定することは適切とは言えないのではないか。</p>	<p>ご意見に基づき、基準書の記載を修正しました。</p>

No	該当箇所	主な御意見事項（概要）	対応結果
7	認定基準書 P4 4-1. 提供サービス に関わる環境配慮 (1)第三者のオーガ ニック認証 解説書 P4	<p>オーガニックは化学合成の農薬や肥料を使用しないなどの農法、農産物や添加物を使用しないなどの加工法を示すものであり、地球環境や人の健康に直接的関与するものではない。オーガニック認証が、なぜ環境配慮と言えるのか、Green wash とならないよう、追加説明が必要である。解説書に「使用される原材料や製造などに関する基準」との記載があるが、第三者認証における審査項目のうち何が環境配慮に該当するのか、PBT などの科学的指標に基づき説明をすべきと考える。環境配慮との関係付けが難しい場合は、認定基準から削除すべきである。</p> <p>仮に、認定基準として設定する場合には、脚注 1 と解説書で特定の団体や認証制度の取扱いについて、特定団体の宣伝行為にならないようにすべき。少なくとも、認定基準書からは特定認定名称は削除すべきと考える。</p>	<p>No.5 の回答と同じ。</p> <p>ご意見に基づき、解説書に環境配慮に関する記述を修正しました。</p> <p>脚注の例示は、第三者認証制度については認定基準を申請者に分かり易いように例示を記載しておりますが、これに限定したものではありません。従いまして、原案どおりとします。</p>
8	認定基準書 P4 4-1. 提供サービス に関わる環境配慮 (2) パーム油	<p>RSPO 認証原料を少しでも配合していればよいという基準であればやめておいた方がよい。オーガニック化粧品などでも、COSMOS 認証工場で製造し COSMOS 認証を商品として取得しているものから COSMOS 認証原料を一つだけ入れてオーガニックと謳っているようなものまで様々あり、消費者に誤認を与えている商品が多数存在する現状にあると思っている。</p> <p>RSPO 認証原料を少しでも配合していればよいとしてしまうと安易にそういった打ち出しをするメーカーが出てこないかと危惧する。そのため、割合は問わないなど 曖昧な基準を導入しない方がよい。</p>	<p>4-1(2)につきましては、(1)と同様に、ヘアケア商品として第三者の認証を受けていることが要件であることが分かるように、注釈に追記しました。</p>
9	認定基準書 P4 4-1. 提供サービス に関わる環境配慮 (2)パーム油 解説書 P5	<p>RSPO は栽培方法や土地利用に言及しており、環境配慮を明確にした基準項目として妥当である、一方、RSPO の他にもパーム油の第三者認証基準があり、オーガニック認証と同様に脚注での例示の記載方法を検討いただきたい。脚注 2 と解説書で特定の団体や認証制度を挙げているが、特定団体の宣伝行為にならないようにすべきであり、少なくとも、認定基準書からは特定団体名称は削除すべきと考える。</p>	<p>No.7 と同じ。</p>

No	該当箇所	主な御意見事項（概要）	対応結果
10	<p>認定基準書 P4 4-1. 提供サービスに関わる環境配慮 (7)利用者による持ち込み容器の提供</p> <p>認定基準書 P6 4-2. 廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル (14)詰替え容器の使用</p>	<p>消費者の求めに応じて、使用済容器に再充填する行為については、平成4年9月10日付け厚生省薬務局監視指導課より「化粧品の分割販売について」として事務連絡が発出されている。この事務連絡には分割販売に際しての遵守事項が明記されており、エコマーク申請者が衛生管理等の遵守事項を理解できるよう（薬機法違反とならないよう）、本事務通知の引用等による丁寧な説明をお願いしたい。なお、あらかじめ小容器に充填しておく行為は、小分け製造に該当するため、薬機法での化粧品製造業の許可が必要であることも、エコマーク申請者にとって重要な留意点である。</p>	<p>ご意見に基づき、解説書に追記しました。</p>
11	<p>認定基準書 P4 4-1. 提供サービスに関わる環境配慮 (10)～(12)その他</p> <p>解説書 P4</p>	<p>認定基準書の※及び解説書「動物性原材料が使用されていないことを証明するヴィーガン認証やその他の第三者認証」が、「(10)～(12)その他」で基準として申請できるものとされている。</p> <p>次の事項が例示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物代替実験に取り組むアニマルウェルフェアに配慮したヘアケア商品の使用 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)の表示指定成分に該当するアレルギー等の皮膚障害を起こすおそれのある化学物質を使用していないヘアケア商品の使用など <p>→（意見）</p> <p>ヴィーガン及びそれぞれの例示が、環境配慮になぜ寄与しているのか、Green washとならないよう、説明をお願いしたい。環境配慮との関係付けが難しい場合は、認定基準から削除すべきである。</p>	<p>ご意見に基づき、ヴィーガン認証については、解説書から記載を削除しました。</p> <p>アニマルウェルフェアに配慮したヘアケア商品の使用については、ご意見に基づき、その他の例示から削除し、解説書に記載を追加しました。</p>

No	該当箇所	主な御意見事項（概要）	対応結果
		<p>ヴィーガン嗜好を否定するものではないが、動物性原材料が使用されていないことと化粧品の安全性（人健康及び環境配慮）保証とは直接には関連がない。米国パーソナルケア製品評議会 安全性評価ガイドラインでは、第 16 章 植物の安全性評価を設けており、このなかで植物原料を用いる際の安全性評価の考え方を詳述している。また、「天然であることは許容できない毒性がないことを意味せず、また天然成分が合成された成分よりも本質的に安全性であるということの意味するものではないことを理解し、心に止めておくことが重要である。」と明示されている。ヴィーガン認証は認定基準対象とすべきではない。</p> <p>「動物代替実験に取り組むアニマルウェルフェアに配慮したヘアケア商品の使用」が日本語として意図すること、さらに本例示に関する環境配慮の評価基準が明確になっていない。</p> <p>日本化粧品工業連合会では、いわゆる「3R（動物実験の置換（Replacement）、動物数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）」の原則に基づき、行政や関係学会と連携して化粧品・医薬部外品の安全性評価に資するためのガイダンスや動物実験代替法に関連したガイダンスの策定※に協力しており、代替試験法の開発・普及・利用促進を進めている。局所毒性については動物実験代替法が開発されているが、全身毒性については動物実験に代わる試験手法が開発されていない現状もご理解いただきたい。</p> <p>※ https://www.pmda.go.jp/review-services/drug-reviews/about-reviews/q-drugs/0002.html</p> <p>動物実験代替試験法は有用な試験方法のひとつではあるが、適用限界等があるため、化粧品は安全性の専門家により科学的な証拠と論理に基づき適切に評価されることが重要である。上述のように、アニマルウェルフェアは定義があいまいなため、認定基準から削除すべきである。</p>	

No	該当箇所	主な御意見事項（概要）	対応結果
		表示指定成分については質問番号 No13 で、日本化粧品工業連合会の意見との取組を述べる。	
12	認定基準書 P4 4-1. 提供サービス に関わる環境配慮 (10) ~ (12) その他 解説書 P4~5	<p>現状、旧表示指定成分フリーであることが安全や環境配慮と直結するものではないという認識である。また、医薬部外品についてもほぼ全成分表示されていると思う。従って、旧表示指定成分フリーとエコマークはあまり関係ないのではないかと考える。</p> <p>旧表示指定成分の中には危険なものもあればそうでないものもある。例えば、ステアリルアルコールなどの高級アルコールが代表例で、こういった安全性は非常に高いとされているものも旧表示指定成分リストの中にはある。反対に、このリストにないもので危険なものもたくさんあると思う。</p> <p>そういった点から現在形骸化している旧表示指定成分を配合していない商品を優位性のある商品としてしまうと誤った情報を消費者に与えてしまわないか懸念する。旧表示指定成分フリーが優位であるという認識が現状にそぐわないのではないか。</p>	ご意見に基づき、その他の例示から削除しました。
13	認定基準書 P4 4-1. 提供サービス に関わる環境配慮 (10) ~ (12) その他 解説書 P4	<p><再考もしくは削除いただきたい記載></p> <p>有効成分の効能を訴求する薬用シャンプーは、医薬部外品の区分となり、有効成分の効果・効能に関する審査、承認を受ける必要はあるが、全成分表示の義務はなく、アレルギー性の皮膚障害を起こすおそれのある化学物質として定められた表示指定成分と有効成分のみの表示を行うこととなっている。薬機法における表示指定成分は、アレルギー等の皮膚障害を起こすおそれのある製品の使用を自ら避けることを目的に、102 物質に香料を加えた 103 種類を表示指定成分として、全成分表示の義務がない医薬部外品などに適用している。表示指定成分は情報提供することで、利用者などに注意喚起をすることが目的であると考えられるが、エコマークでは、表示指定成分を使用していないシャンプーなどの使用についても、その他で評</p>	No.12 と同じ。

No	該当箇所	主な御意見事項（概要）	対応結果
		<p>価することとする。</p> <p>→（意見）</p> <p>全成分表示は、特定の成分に対してアレルギー等の皮膚トラブルのある方が、パッケージの表示を見れば製品を購入する段階でその成分による皮膚トラブルを避けることができるようにすることを目的としている。すなわち、表示指定成分は過去にアレルギー反応や刺激などが報告されたことのある成分であり、毒性により化粧品等への配合が禁止されているようなものではなく、表示指定成分そのものを全面的に否定すると受け取られる表現は科学的に適切ではない。表示指定成分を含まない組成が、必ずしも皮膚トラブルを生じないという保証にはならない。本項目は削除すべきと考える。</p> <p>また、医薬部外品（薬用化粧品）についても全成分表示を進めている。日本化粧品工業連合会では、医薬部外品の成分表示に係る医薬部外品関係団体と厚生労働省との意見交換会を受け、成分表示の実施について検討、審議を行い、日本化粧品工業連合会の自主基準として成分表示を行うとの結論に至っている。</p> <p>https://www.jcia.org/user/business/ingredients/drugexplain</p>	
14	<p>認定基準書 P5</p> <p>4-2. 廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル（13）</p> <p>店舗から発生するプラスチックなどの廃棄物</p>	<p>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の遵守を追加すべきと考える。本法では「排出事業者」や「多量排出事業者」の定義と役割が規定されているため。</p> <p>https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro</p>	<p>認定基準 4-4. (38)に包含されている内容のため、原案どおりとします。</p>

No	該当箇所	主な御意見事項（概要）	対応結果
15	認定基準書 P6 4-2. 廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル (17)再生プラスチック	再生プラスチックの利用は資源循環社会の形成に向けて有用な施策である。一方で、化粧品容器に再生プラスチックを用いる場合、人への安全性に影響がない材料の使用を推進すべきである。この点についても追加で説明をいただきたい。 例) 日本化粧品工業連合会、化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針 (2022年6月) https://www.jcia.org/user/common/download/approach/sustainability/202206_JCIA_environment_guideline.pdf	ご意見を踏まえ、解説書に追記しました。
16	認定基準書 P7 4-4. 環境負荷を低減する店舗運営 (40)エアゾール缶の適切な廃棄	使用済エアゾールの適切な廃棄は、廃棄物の爆発・危険性を防止するために必要であるが、何故、エコマーク認定基準として採用しているのかについての科学的な妥当性が見いだせない。環境配慮の点では、エアゾール製品の使い切りって廃棄することが最も重要な施策となる。	廃エアゾール製品の適正処理とリサイクルの促進のために、美容室においても、適切な廃棄を実施することを推奨することが望ましいため、原案どおりとします。

意見者 3, 意見総数 16

以上